ムラタは、法令の遵守はもとより、高い企業倫理 観に基づいてコンプライアンスを遵守することがス テークホルダーの皆様からの信頼を高め、健全な成 長の基盤になると考えています。ムラタでは、「企業 倫理規範・行動指針」の遵守の徹底など、グループ の役員・従業員へのコンプライアンス意識の浸透を 図っています。

## 企業倫理規範•行動指針

ムラタは、2002年7月に「企業倫理規範・行動指針」を制定しました。2007年4月には、これをCSRの観点から改定し、グループの役員・従業員が一丸となって、ステークホルダーや社会に対して私たちのとるべき行動を約束・宣言しました。

この改定版「企業倫理規範・行動指針」\*\*を日本語のほか英語、中国語、その他現地の言語に翻訳し、グループの役員・従業員に配付しています。また、海外の各拠点では、現地の法令や社会制度に合わせて適宜修正しています。さらに、コンプライアンス意識の浸透のために、グローバルでのトップメッセージの発信や階層教育などの啓発・教育を継続的に実施しているほか、「企業倫理規範・行動指針」に記載の各コンプライアンス項目について、事業環境やビジネスの変化に対応したリスクの低減策を講じています。

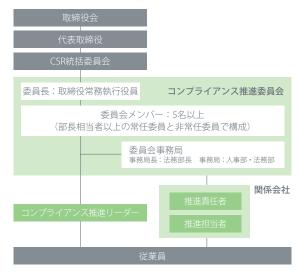
※詳細はこちらをで覧ください。 https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/governance/compliance

## コンプライアンスの推進体制

ムラタでは、代表取締役社長を委員長とするCSR 統括委員会の下部委員会として「コンプライアンス 推進委員会」を設置し、「企業倫理規範・行動指針」の改定や周知活動の立案・実施などを行い、グローバルでのコンプライアンス推進についての基本的な方向性を審議・決定しています。この委員会での決定内容は、国内外の関係会社に設置されたコンプライアンス推進責任者を通じてグループ全体に展開されています。また、各部門で選任された「コンプライアンス推進リーダー」が、「企業倫理規範・行動指針」やeラーニングなどで得た知識を各部門で開催するコンプライアンス推進ミーティングなどを通じて周知・伝達しています。

コンプライアンスの推進活動や内部通報制度の 運用状況(件数・通報内容の概要)については、年に 2回、取締役会に報告するとともに、毎年、内部監査 部門の監査を受け、適正性を確保しています。

## コンプライアンス推進体制 (2022年4月1日現在)



## 内部通報制度•相談窓口

ムラタは、コンプライアンスの違反行為の未然防止、早期発見・対応のため、村田製作所および国内外の関係会社において内部通報制度を導入しています。腐敗行為など、倫理・法令等に違反する行為や違反するおそれのある行為が発見された場合、通報者は実名または匿名で、通報・相談を行うことができます。通報・相談を受け付ける窓口として社内のほか、社外にも受付窓口を設置して、現地の言語・通報者の母国語などの複数言語で対応するなど、より通報・相談しやすい環境を整えています。

通報・相談を受け付けた場合、コンプライアンス推 進委員会・同委員長・同事務局が中心となり関係部 門と連携しつつ、迅速に、その事実関係や関連法令・ 規則を可能な限り確認・調査します。その上で、コン プライアンス違反行為の有無を認定し、必要に応じ て是正や再発防止などの対応措置を講じています。

この際、通報者の匿名性・プライバシーを保護するとともに、報復行為を禁止して、通報したことにより通報者が不当に不利益を被らないように措置を講じています。また、通報者には、その後の確認・調査の経過や結果を適宜フィードバックしています。